

最終回スペシャル

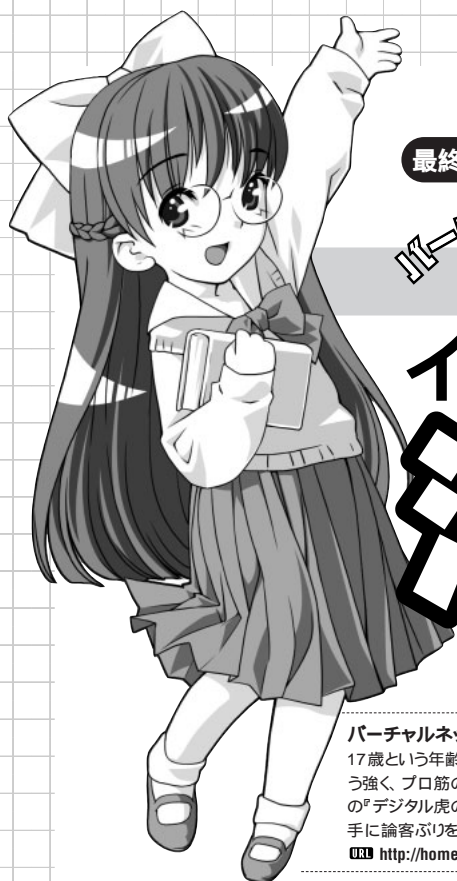
バーチャルネット法律娘

真紀奈と一緒に解決！

インターネットの気になる

法律相談所

illust: Nekomata Naomi



バーチャルネット法律娘・真紀奈

17歳という年齢にもかかわらず法律にはめっぽう強く、プロ筋のファンも多い。ホットワイアードの『デジタル虎の穴』ではネット界のうさぎを相手に論客ぶりを発揮する謎の女子高生？

URL <http://homepage3.nifty.com/machina/>

悲しいことに、急遽、編集部さんの都合により真紀奈の連載は今回で終わることになりました。たった4回でしたけど、最終回スペシャルということで、ゲストに法政大学助教授の白田先生をお呼びしての対談です。白田秀彰×小倉秀夫×真紀奈が語るブログ問題。楽しんでいただけたら嬉しく思います

Question

某ブログ事業者がユーザーに対して住所登録を要求してきていましたが、これは法的に必要なことなのでしょうか？ また、ブログの書き込みを事業者が削除する基準って結構曖昧に見えるのですが、そんな基準でせつかく書いたものが削除されると困ります。どうかならないのでしょうか？(東京都 北川さん)

[真紀奈(以降、真)]: うーん、難しい話題ですね。まず、最初の問題から扱っておきますと、そのブログ事業者は、訴訟の対策として住所を登録してくれと言っていましたね。ユーザーが勝手に他人の写真を自分のブログに貼るといった著作権の侵害をした場合に、事業者が訴訟の対象となるかもしれない。それを避けるためにはユーザーの住所と名前を登録しておけば、ユーザーに責任を負わせることができるというわけです。でも実際のところ住所の登録なんて必要なんですか？

ブログの運営について 対談しちゃいました! の巻

[小倉(以降、小)]: ええ、必要でしょうね。ファイルログ訴訟で言われているのですが、利用規約で著作権侵害には使わないことを約束させて、ノティス・アンド・テイクダウンの手続きを定めていたとしても、利用者の戸籍上の名称や住民票の住所などの本人確認のための情報を取得していないと著作権法違反の十分な防止行為を講じていないということになってしまいます。この場合、損害賠償責任を負わされてしまいますから。そもそも匿名発言を守るための責任を企業が負わなきゃいけないのでしょうか？

[白田(以降、白)]: 「匿名発言の自由」というのはもちろんあるんだけど、それって歴史的な文脈で考えると、危険を伴うような政治的な言論について正当化されたものが、そのほかの言論についても広がってきたという経緯がある。ブログでの言論が一般的にそれだけの重みを持つのかについてはちょっと疑問がある。憲法に直接拘束されているわけではない民間の事業者が、経営的な危険を度外視して利用者を保護しなければならないというのは理不尽だろうね。

[真]: ということは、特に憲法上の権利を侵すというわけでもないし、ブログ事業者としては、ユーザーの住所などを登録させておいた方がいいってことですか？

[白]: 国民の多数を利用者とするような大事業者が存在して、



某ブログ事業者の発案のもとになってた!?

ノーティス・アンド・テイクダウン手続き

ファイル交換サービス内で著作権が侵害されていた場合、まず著作権者が侵害についてサービス運営者に通知します。それを受けて運営者は、侵害をしているとされるユーザーにその旨を通知します。その通知に対して反論がない場合には運営者は対象のファイルを削除します。反論があった場合は、著作権者とユーザーとで仲裁や裁判などの対応を取ります。この一連の流れの手続きがノーティス・アンド・テイクダウンです。ファイルログ事件の裁判では、手続きをとるためには、運営者はユーザーの戸籍上の名称や住民票の住所などを持っていないとされませんでした。これが某ブログ事業者の発案のもとになってたんでしょうね。

そうした個人情報の登録が実質的にパブリックフォーラム(公の議論の場)に対して抑圧的な効果を発揮するというような状況になったら、憲法の間接適用もできるかもしれない。逆に、小さな事業者が匿名性を守る義務を負わせて、利用者が原因である法的危険を事業者が負担することを要求すると、危険を負担できない小さな事業者は市場から撤退してしまっ、かえって言論の自由に対する冷却効果を発揮させかねないよね。

[小]: 訴訟リスクはすべて事業者が負わないといけないとかいうふうにしてしまうと、そうなりそうですね。

[白]: うん。そうしたらちょっとしたマイナーなフォーラムで発言したいと思っている人が発言する場所が無くなるんじゃないかな。

[真]: うーん。そういう方向に話がいつちゃうんですね。ところで住所じゃないといけないんですか? 真紀奈はプロバイダーのメールアドレスくらいで十分なのではないかと思っているんですけど……。何かあったときにはブログサービス側はメールアドレスを開示して、あとはプロバイダーに問い合わせてくださいというようにはできないんでしょうか。

[小]: 羽田タートルサービス事件でその種の請求は棄却されてしまいましたね。当該権利侵害情報とそのプロバイダーの通信設備を経由したことの証明がないと発信者情報の開示義務を負わないことになっていますから、単にメールアドレスを発行しただけのプロバイダーは開示しなくていいんですよ。

[白]: あくまで自分のサービス上で権利侵害情報の通信が行われていないといけないわけね。それは知らなかった。



情報の開示はどこまで適用できるの?

羽田タートルサービス事件

ウェブサイトで名誉毀損の書き込みをされた企業(A)が、その書き込みをしたユーザーの情報の開示を求めたところ、そのウェブサイト運営している会社(B)はメールアドレスとIDとパスワードしか保持していませんでした。そこで、Aはそのメールアドレスを発行した企業(C)に対してプロバイダー責任制限法4条1項に基づいて、発信者情報の開示を求めたというものです。裁判の結果、東京地裁では、Cはユーザーの情報の開示請求の対象外であるので開示しなくてもいいとされました。つまり、直接権利を侵害するような情報を発信していた企業(B)だけが情報開示の対象となるわけです。

[小]: 契約者情報は「通信の秘密」の対象外ですから開示できるんですけど、それをやる義務がないのに開示なんてしないでよね。

[真]: たしかにそんなことで責められたくはないですね。ということは、やはりブログサービス事業者それぞれが住所や氏名程度は持っていないとまずいということになりますか……。

[小]: そうするか、複数のサービス会社で集まって共通IDサービスを作るという方法もありますね。住所の登録ができないんだったら小さな事業者は連合作ってやるしかないですし。

[白]: 社団法人個人情報共通ID連合協会とか作って、××省から天下りした役人がいてみたいな、と(笑)。それはそれでいいのかもね。

[小]: それも認められなかったら、小さな個人事業者はブログサービス自体をやるべきではないという話になりますね。そうになったら、大きな事業者だけがブログサービスを提供できるということになるわけです。

[白]: だからといって個人でサーバーを用意してブログをやるうとしたら、今度はIPアドレスの取得とかで個人情報の提供が必要だね。こう考えると、匿名っていうのはある意味で幻想だったんじゃないかな、ネット上においては。それに『ホットワイアード』でも書いたけど、今までみんな「個人情報すっごく大事」って言い過ぎたんじゃないかという気もするね。住所とかメールアドレスとか、結構普通に教えているよね。

[小]: 確かに煽りすぎたんじゃないかと思えますね。具体的に損害がどれだけ出ているかというほとんど出てこないわけだし。

■ だれが書き込んだものを削除するの？

[真]: うーん。登録しないとイケないというのが結論になりそうですね。ところで、権利を侵害していそうな危険な書き込みについては、事業者側が削除する体制をちゃんととっておけばいいという話もありましたけど……。

[小]: 小さな事業者にはそれは無理ですよ。24時間体制で巡回して書き込みを削除するだなんてかなりの規模がないと。

[真]: そうですかぁ……。削除基準そのものについても質問が来ていますが、これはどうでしょうか。どのサービスでも結構適当に記事を削除しているのではないかという話もあります。

[小]: 今回のブログ事業者は違うかもしれませんが、現状では多くのサービスでバイト君が削除しているのがほとんどです。彼らに判断しろっていうのに無理があると思いますね。

[白]: 無理だよな。顧問弁護士を24時間張りつけておけてなっちゃうし。ああ、そうだ。新司法試験の三振組に法務補助員みたいな資格を認めて、そういう人が判断するようにすればいいんじゃないかな。ロースクール卒業生の救済策としても。法務博士号を持っていれば著作権侵害とかわいせつ物とかの判断くらいはOKにして。

[小]: それは私も提案してました。ただ三振組が出てくるまでもう少し時間がかかりそうですけど。こういうのの対応は昼間それなりに時間をくれればやってもいいんですけど、ネット対応って夜中とかに書き込まれちゃうから、24時間体制でないと無理なんですよ。でもそれはコストもかかるし、労力もかかります。

[真]: 確かにそんなことやったらどれだけお金がかかるかわからないですよ。大企業ばかりが残ることになりそうです。

[小]: ユーザーの都合だけ考えたら記事は一切削除しません、ほかのサービスには使いません、個人情報をとりません。責任はすべて運営者が負いますというのが一番いいんですけど。

[白]: そりゃあ都合がいいけど、それじゃブログサービスはやれないよ。まあ、どこか外国にサーバーを置いて……ということではできるかもしれないけど。

[真]: ブログの場合はサーバーにダイレクトに書き込みますから自分のデータを自分のハードディスクに保持していないですよ。だから消されるとオリジナルもなくなるというのはちょっと、って思ったりもするんですけど。

[白]: それは、「それが嫌なら自分のサーバーでやったら？」という話でしょ。人様のサーバー使って、しかも無料なんですよ。

[小]: 基本的にタダでやるのに、責任負わせてっていうのはね。

[真]: 結局、住所は登録しないとイケないし、削除もブログ事業者側が自由にできるようにしてあっていいよ、というのが結論みたいですね。

■ 著作者人格権を行使しちやいけないうって？

[真]: あともう1つ聞いておきたいことがあります。多くのサービスでは、著作者人格権を行使しないということに同意しなければ、ユーザーはブログサービスを利用できないように定めているんですけど、これについてはどう思いますか？認めていいものなんですか？

[小]: ブログの場合、RSSで要約とかしているわけだし、やるなって言われた方が問題でしょう。現在のところ有効であるというのが多数です。

[真]: RSSなんていうのはブログサービスの前提になっているので規約がなくても問題ないような気もするんですけど。

[小]: クレーマーはどこにでもいますから。ちゃんと対応しておかないと。

[白]: 企業としては法律をがちがちに解釈して、規約を作っておかないとリスクを背負うことになるしね。法律はそんなに杓子定規なものじゃなくて、規約には厳しく書いてあっても、あまりにもひどい場合には、その規約を無効にしてユーザーの救済をするなんてことも結構あるから、規約が多少厳しくても、そういう点でユーザーの権利が侵害されまくることはないと思うけど。

[小]: それに著作者人格権の中でも同一性保持権について争われた「法政大学論文事件」判決(平成3年12月19日東京高裁)のように、句読点をちょっといじったくらいでも同一性保持権の侵害が認定されたりする可能性もありますから。

[白]: こういうときにアメリカのように正当な理由があれば、著作権者の許可がなくても著作物を利用できるっていうフェアユース規定があると、そんな「ちょっと厳格すぎるんじゃないか」というような判決は出てこなくなるはずなんだけども。



三振のあとはどうするの？

ロースクール・新司法試験・法務博士

2004年に始まったロースクール(法科大学院)制度では、ロースクールの卒業生に「法務博士 専門職」という学位が与えられます。そしてその卒業生に、新司法試験を受ける権利が与えられるわけです。試験を通れば司法修習資格を得るわけですが、試験は3回までしか受けられません。3回受けて通らなかつたらどうなるかという.....とても心配されているわけです。合格率も現在のところ3回で50%程度ではないかと言われますから、半数は先が見えないということになっています。救済策が激しく求められていると思うのですが.....なにか法務博士じゃないとできないという職業とか作るべきなんじゃないかな。

[真]:なんか規約に関してはユーザーの権利を優先すると、サービス提供者側がリスクを負ってしまうので、規約上はユーザーの権利をあまり広く認めることはできないという結論になりそうですね。ということは、運営者がユーザーの著作物を自由に利用することを可能にするという条項についても、ブログサービスを「宣伝する目的」でのみ使用可能にするなどのように、規約の文言で限定するという事は.....。

[小]:まあ、ほとんどないでしょう。何が宣伝目的かということ特定することが難しいですからね。リスクを避けるためにはそうならざるを得ないでしょう。

[白]:それに、いくらユーザーの著作物を「無料で自由に使える」って規約で書いていたって、ユーザーの著作物を使って大もうけしたら、利益をまったくユーザーに還元しないってことは社会通念上難しいんじゃないかな。ユーザーが特定できて、その著作物を書いたことが証明できるなら、裁判所が利用者の請求をまったく認めないということはないと思うんだけど。

[真]:どうもいままでの判例とかで小さな事業者がサービスを運営しにくい状況を作ってしまったということに一番の問題がありそうですね。知財立国のためにも情報発信を行う事業者を守る仕組みを制度的に用意してもいいのではないかという気がしました。真紀奈がブログに進出する予定がまた一歩遠のいたなあって思います。

この対談の直後に話題となったブログ事業者が住所登録の方針を撤回しました。まあ、ユーザーが権利侵害を侵さなければ、ブログ事業者が訴訟の対象になることもないわけですし、そういう方向でうまく動いてくれればいいですね.....。



私の権利だけ行使しません!?

著作権者人格権

著作権のうち、氏名表示権、公表権、同一性保持権のことを指します。これらの権利の特殊なところは、複製権とかのほかの権利と違って、誰にも譲渡できない点です。このため、ブログなんかのサービスの規約では、「著作権者人格権はユーザーにあるけどその権利を行使してはダメよ」と書いてあることが結構あるんですね。これを著作権者人格権の不行使特約といいます。

ちなみにこれらの権利で可能になるのは、自分の著作物を公開する時に名前を表示するかどうかを決めること、自分の著作物を公開するかどうかを決めること、自分の著作物が自分にとって都合の悪いように変えられないようにすることです。

白田秀彰

法政大学社会学部助教授。コンピュータやハッカー文化にも精通する法学者。某ブログ事業者(笑)での解説では「著作権問題の第一人者として評価されている」とある。著作権や知的財産の現行制度に提言を行う「注目目」のひと。

<http://orion.mt.tama.hosei.ac.jp/hideaki/indexj.htm>



リスクを考えると
個人情報登録して
もらったほうがいい。

小倉秀夫

東京平河法律事務所所属の弁護士。中央大学法学部講師も務める。コンピュータに明るく、古くは「大阪FLMASK事件」や元祖P2P裁判の「ファイルログ事件」の弁護人を務める。著作権に関する法律も詳しい。

<http://benii.cocolog-nifty.com/>



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp